

米国株式信用取引口座約款

(約款の趣旨)

- 第 1 条 この約款は、お客様と株式会社 S B I 証券（以下「当社」といいます。）との間で行う、米国株式信用取引（日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第 2 条第 1 項第 23 号に規定する「外国株式信用取引」をいいます。以下同じ。）に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 この約款に別段の定めがないときは、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」、「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」等、並びに米国株式信用取引口座設定約諾書及び当社の米国株式信用取引の契約締結前交付書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）によるものとします。

(総則)

- 第 2 条 お客様は、金融商品取引法等関連諸法規及び日本証券業協会等の諸規則等の規定に基づく取り決め、並びに米国株式信用取引口座設定約諾書及び契約締結前交付書面を十分理解した上で、自己責任の原則に基づき、ルールを遵守して米国株式信用取引を行うこととします。
- 2 米国株式信用取引は、お客様より当社の定める所定の書類の提出があった後、お客様が当社の定める取引開始基準を満たしており、かつ、当社が米国株式信用取引を行うことについて適当であると判断した場合に開始することができることとします。
- 3 お客様がこの約款の各条項に違反した場合又は当社の判断により、当社がお客様の米国株式信用取引の継続が不適当であると判断した場合には、取引を即時に停止します。
- 4 当社は当社の判断により、第 3 条に規定する委託保証金の範囲内であっても、建玉の制限を行う場合があります。
- 5 米国株式信用取引を利用して注文できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、当社が定めた銘柄であっても当社が取引を制限する場合があります。

(委託保証金)

- 第 3 条 米国株式信用取引の委託保証金（以下「委託保証金」といいます。）は、アメリカ合衆国ドル通貨（以下「米ドル」といいます。）建てとし、米国株式信用取引は原則として米ドルで決済されることとします。
- 2 お客様は信用建玉の反対売買により利益相当額が発生した場合は、原則として決済と同時に委託保証金として差し入れることとします。
- 3 米国株式信用取引の委託保証金の最低維持率は 30%とします。なお、委託保証金率が最低維持率を下回った場合、お客様は委託保証金率が最低維持率以上となるために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無を問わず当社に差し入れることとします。追加保証金は各現地取引日の取引終了後、最初に到来する翌国内営業日の 19 時 30 分頃に確定した金額を、その翌国内営業日まで（以下「追証解消期限」といいます。）に差し入れることとします。なお、追加保証金の差し入れにあたっては、信用建玉の反対売買を行うことにより、当該返済建玉代金の 30%相当額を追加保証金額から控除することができます。
- 4 前項の追証解消期限の翌国内営業日の 17 時 30 分までに追加保証金の解消を確認できなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を反対売買にて決済できるものとします。
- 5 前項により決済損が発生した場合、お客様は当社に対し直ちに当該債務を弁済することとします。
- 6 委託保証金の最低維持率等は、当社の決定により変更されることがあり、その場合はお客様に対し、事前又は事後に通知することとします。

(期日)

- 第 4 条 お客様は、米国株式信用取引の建玉を、当社の定める返済期限（現地約定日）までに反対売買により決済を行うこととします。
- 2 お客様が返済期限までに反対売買による決済を行わなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様

の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で建玉を反対売買にて決済いたします。その結果、お客様に決済損が生じ、委託保証金現金で充当できない場合、お客様は反対売買の受渡日までに当社に対し、不足金を当社からの請求の有無を問わず、入金することとします。

(口座の閉鎖)

第 5 条 信用建玉が無い状態が 6 ヶ月間以上継続すると米国株式信用取引口座は閉鎖される場合があります。なお、当社はおお客様の米国株式信用取引口座を閉鎖する場合、事前又は事後にお客様に対しその旨連絡することとします。

(取引明細及び残高明細等の内容についての確認等)

第 6 条 お客様は、当社から米国株式信用取引における取引明細及び残高明細等の内容についての確認を求められた場合には、当社の定める方法により、当社の指定する日までに回答を行うこととします。なお、当社の指定する日までに回答をしなかった場合、取引が制限されることがあります。

(約款等の変更)

第 7 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2022.09)